

玉名観光魅力アップ事業 業務委託仕様書

1 委託業務名 玉名観光魅力アップ事業業務委託

2 目的

玉名市観光振興計画に基づき、本市の観光資源を最大限に活かし観光客誘致宣伝活動や商品化を目指し、効果的な情報発信による玉名市の認知度向上及び受け入れ態勢の充実を図る。

3 履行期間 契約締結日～令和5年3月31日まで

4 履行場所 市長が指定する場所

5 業務内容

(1) 春・夏シーズンの観光促進事業（一部提案）

①4月～9月 観光パンフレット「玉名旅手帖 春・夏号」作成(2万8千部)・配布。ただし花しょうぶまつりの特集ページを組むこと。

②駐車場警備業務（山田の藤、高瀬裏川花しょうぶまつり：市指定の業者への支払業務）

(2) 秋・冬シーズンの観光促進事業（提案部分）

10月～3月 観光パンフレット「玉名旅手帖 秋・冬号」作成(1万7千部)・配布

(3) 玉名の観光商品化事業・観光地域づくり事業・国内外の誘客事業。（提案部分）ただし観光庁公認コンテンツである「温泉むすめ」の玉名市キャラクターを活用した情報発信事業を提案に含めること。

「コロナ克服に向けた新・観光戦略プラン」を参考にすること

6 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 製作物等の委託先

製作物デザイン等の委託先を明らかにすること。

(3) 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）作成し、提出すること。

(4) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

(5) 本市事業との連動

玉名市が別に行う観光等関連業務と相乗効果をもたらすよう連携・連動を図ること。

(6) 契約後の業務

プロポーザルは、受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、玉名市と協議を重ねながら実施計画を作成することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

7 成果品

(1) 観光パンフレット

〈数 量〉印刷物 4 万 5 千部と電子データ (PDF)

(2) その他、当該事業で作成した制作物など

〈数 量〉各 2 部

(3) 報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した業務実績

〈数 量〉 印刷物 2 部および電子データ (PDF)

(4) 業務完了報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した完了報告書 (本市様式)

〈数 量〉 印刷物 2 部および電子データ (PDF)

※納品場所 熊本県玉名市高瀬 290-1 玉名市役所観光物産課

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、玉名市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条 (複製権)、第 23 条 (公衆送信権等)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 条の 3 (貸与権)、及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに玉名市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

②玉名市は、著作権法第 20 条 (同一性保持権) 第 2 項に該当しない場合に

においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権人格権を主張しないものとする。

- ③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

玉名市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、前述の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に玉名市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。